

## 第 13 回女性議長会議及び第 5 回世界議長会議（結果要旨）

参議院国際部

### 会議開催までの経緯

第 13 回女性議長会議及び第 5 回世界議長会議は、当初、女性議長会議については 2020 年 8 月 17 日（月）及び 18 日（火）、世界議長会議については 19 日（水）から 21 日（金）まで、ウィーン（オーストリア）において開催される予定であった。

しかしながら、2019 年末から新型コロナウイルス（COVID-19）感染症が世界的な広がりをみせ、2020 年 3 月には WHO（世界保健機関）が同感染症のパンデミック（世界的な大流行）を宣言する事態が生じ、更に各国で入国制限措置や入国後の行動制限措置等が続く中、2020 年 6 月、世界議長会議準備委員会は、各国が一堂に会する会議を同年中に行うことは物理的に不可能であるとの結論を下した。一方、同準備委員会は、このような危機下においてこそ議会のリーダーシップが必要であるとして、本年は両会議の日程を短縮した上で、オンライン形式で会議を開催し、翌 2021 年にウィーンにおいて対面での会議を実施することを決定した。

同決定を受け、第 13 回女性議長会議は 2020 年 8 月 17 日（月）及び 18 日（火）に、第 5 回世界議長会議は 19 日（水）及び 20 日（木）にいずれもオンライン形式で開催された。女性議長会議には約 30 名の女性議長、世界議長会議には約 115 名の議長が参加し、我が国からは、山東昭子参議院議長が両会議に英語によるビデオメッセージを発出する形で参加した。

### 会議の概要

#### 【第 13 回女性議長会議】

8 月 17 日（月）

#### 開会式

A・エダー＝ギッチェターラー・オーストリア連邦議会議長、D・ビュレ・オーストリア国民議会副議長及び G・クエバス・バロン I P U 議長から挨拶があり、新型コロナウイルス感染症が既存のジェンダーに基づく不平等に与える影響、危機的状況時の意思決定において女性の意見の反映が不十分であること、政治分野における女性のリーダーシップの低さ等について指摘があった。次いで、P・ムランボ＝ヌカカ国連女性機関（UN Women）事務局長からの基調演説が予定されていたが、通信障害が生じたため、18 日（火）の会議冒頭にビデオメッセージにて発言が行われた。

## オンライン討議：COVID-19 及び回復の時期における女性による議会のリーダーシップ

### 第1パート：次の段階に向けた緊急事態管理の実施

モデレーターを務めるパーレーン議長による議事進行の下、討議が行われた。冒頭、Y・カカバツェ世界自然保護基金（WWF）インターナショナル前総裁から発言があった後、気候変動対策及び健康上の危機管理における女性のリーダーシップの活用、女性政治指導者が果たすべき役割、ジェンダーに対応した気候変動対策関連政策及び健康上の緊急措置等について議論が行われた。山東議長はビデオメッセージにより、政策決定における女性の関与の重要性を訴えるとともに、ITをテコとして、女性を含め全ての人々が活躍できる環境を整える必要があることを指摘した。

### 第2パート：女性の経済的エンパワーメント及び金融包摂の強化

モデレーターを務めるウガンダ議長による議事進行の下、討議が行われ、新型コロナウイルス感染症が女性に与える経済的な脅威、女性の経済的エンパワーメント及び金融包摂の促進に向けた取組、法律制定時の女性の関与の必要性等について議論が行われた。

8月18日（火）

### 第3パート：議会及びあらゆる社会活動における女性に対する性差別、ハラスメント及び暴力に終止符を打つ

モデレーターを務めるバングラデシュ議長による議事進行の下、討議が行われた。冒頭、P・パッテン紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務次長及びS・キヒカIPU女性議員フォーラム理事会議長から発言があった後、新型コロナウイルス感染症による女性への暴力及び虐待リスクの増加、女性及び女兒に対する暴力（VAWG）をなくすための取組並びにそれに対する議会の監視能力の強化、議会におけるジェンダー平等等について議論が行われた。

### 今後の女性議長会議の準備に関するオンライン円卓会議

2021年に開催される次回女性議長会議について協議が行われ、準備委員会の設置の必要性、扱うべき議題、開催時期及び開催方法等について議論が行われた。

### 閉会式

G・クエバス・バロンIPU議長は、女性議長間の対話の重要性や引き続き開催される第5回世界議長会議への参加要請等について言及した後、会議の閉会を宣言した。

## 【第5回世界議長会議】

8月19日(水)

### 開会式

W・ソボトカ・オーストリア国民議会議長、G・クエバス・パロン I P U 議長及び A・グテーレス国連事務総長から挨拶があり、議会の民主主義及び法の支配の守護者としての役割、世界議長会議の有用性、現下の危機を乗り越えるための国際協調等について述べられた後、クエバス議長より会議の開会が宣言された。

### 土台作り：健康、気候及び経済に関する対話型討論

特別ゲストとして招待された S・ギルバート・オックスフォード大学教授(ワクチン学)、P・クロンドリィ・アテネ経済商科大学教授・ヨーロッパ環境・資源経済学会次期会長及び J・サックス持続可能な開発センター長・コロンビア大学教授・国連持続可能な開発ソリューション・ネットワーク所長による基調発言の後、質疑応答が行われ、ワクチンの有効性評価及び効果的な使用方法、気候法の在り方、科学に基づいた政策立案及び立法等について議論が行われた。

### 会議報告のプレゼンテーション

「ジェンダー平等並びに女性及び女性のエンパワーメントの実現：ベストプラクティス及び議会の取組」、「政治及び議会への若者の参加の強化：言葉から行動へ」及び「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ達成のための 10 年の取組」の会議報告について、報告委員によるプレゼンテーションが行われた。

### パネルディスカッション：議会活動の強化：気候変動非常事態

エクアドル議長からの基調発言の後、パリ協定の実施における各国議会及び I P U との協力強化、世界規模課題に対して議会人が果たすべき役割、持続可能な開発、グリーン経済成長及び循環経済に向けた経済再建に関する政策等について議論が行われた。

### パネルディスカッション：より良い生活を求めての人の移動：課題、機会及び解決策

メキシコ、トルコ及びモルドバの議長並びに G・トリッグス国連難民高等弁務官事務所 ( U N H C R ) 保護担当高等弁務官補及び G・カルボニエ赤十字国際委員会 ( I C R C ) 副総裁から基調発言があった後、「難民に関するグローバル・コンパクト」に基づいた協力のための議会の役割、難民問題における国際コミュニティとの協力の必要性、新型コロナウイルス感染症による移動の制限、一定の条件を付した上での人の移動を促

進するための法的措置等について議論が行われた。

8月20日(木)

#### 会議報告のプレゼンテーション

「21世紀における民主主義及び議会の役割の変化」及び「科学、技術及び倫理：新たな課題及び喫緊の解決策」の会議報告について、報告委員によるプレゼンテーションが行われた。山東議長は、「科学、技術及び倫理：新たな課題及び喫緊の解決策」の報告委員を務め、ビデオメッセージにより、第4次産業革命に即した人材育成の強化について発言を行ったほか、STEM（科学、技術、工学及び数学）における女児・女性への教育支援の強化、ジェンダーバイアスの是正、女性が活躍できる環境整備の促進といった議会人の果たすべき役割及び各国の協力の重要性について指摘した。

#### パネルディスカッション：議会と国民の間のギャップを埋めることによるガバナンスの改善

オランダ及びインドネシアの議長並びにP・ムランボ＝ヌカカ国連女性機関（UN Women）事務局長及びF・ホスチャイルド＝ドラモンド国連創設75周年記念担当国連事務総長特別顧問から基調発言があった後、議会と国民のギャップを埋めるための自国議会の取組、コロナ禍における議会の行政評価及び行政監視等について議論が行われた。

#### パネルディスカッション：全ての人に福祉及び正義をもたらす包摂的かつ持続可能な経済の構築

G・クエバス・バロンIPU議長及びジンバブエ議長並びにA・ヌワガバ・マケレレ大学教授及びA・アリシャバナ国連事務次長・国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）事務局長から基調発言があった後、ニューノーマル（新しい生活様式）に向けての取組、グリーン経済及び気候中立な復興等について議論が行われた。

#### 特別イベント：反テロリズム及び暴力的過激主義：犠牲者の見地から

冒頭、I・アルハジ・ブーバ・ナイジェリア出身青年被害者・テロリズムに対する青年連合（YOCAT）創設者より、同氏の体験談を交えた証言が行われた。次いで、オーストリア及びウルグアイ議長並びにIPU反テロリズム及び暴力的過激主義に関するハイレベル助言グループ（HLAG）委員長並びにG・ファティ・ワーリー国連ウィーン事務局長・国連薬物犯罪事務所（UNODC）事務局長及びV・ボロンコフ国連テロ対策事務所（UNOCT）事務局長から発言があった後、テロとの闘いに対する取組、多国間主義及び国際協力への投資、テロへの資金提供及びマネーロンダリング等

について議論が行われた。

#### 宣言の採択

世界議長会議準備委員会で起草された「人間及び地球に平和及び持続可能な開発をもたらす、より実効的な多国間主義のための議会のリーダーシップ」に関する宣言案につき、G・クエバス・バロン I P U 議長より説明が行われた。次いで、M・チュンゴング I P U 事務総長より、留保の表明があった国の報告がなされた後、同決議案はコンセンサスにより採択され、T・ムハンマド=バンデ国連総会議長に提出された（全文は別添参照）。

#### 閉会式

冒頭、T・ムハンマド=バンデ国連総会議長から、各国議会及び I P U が過去 75 年以上にわたり、国連の活動に議会的側面をもたらしてきたことに謝意が表された。次いで、G・クエバス・バロン I P U 議長から閉会挨拶があり、クエバス議長は世界議長会議が国連及び I P U のパートナーとの関係を深める重要なプラットフォームであると述べた上で、今回のオンライン会議は対面による会議を代替するものではなく、2020 年 11 月に開催される I P U 評議員会では、2021 年にウィーン（オーストリア）で第 5 回世界議長会議を対面で開催する旨の提案の承認が要請される予定であることに言及した後、会議の閉会を宣言した。

（了）

「人間及び地球に平和及び持続可能な開発をもたらす、  
より実効的な多国間主義のための議会のリーダーシップ」  
に関する宣言

(各国議会議長及びI P U議長によるコンセンサス\*により採択)

(1)我々各国議会の議長は、同僚議員及び市民と共に世界史における決定的瞬間に立っている。新型コロナウイルス感染症のパンデミック(世界的大流行)は、ありとあらゆる人々、社会及び経済に影響を及ぼす前例のない世界的規模の保健上の緊急事態である。パンデミックは国境を越えて発生する。すなわち、全ての層が影響を受ける未曾有の危機である。パンデミックは、世界恐慌や第二次世界大戦以来の各国のコミュニティが直面する最も大きな課題の一つとなっている。ウイルスの致死的な蔓延を抑止するために、あらゆる国において、非常事態宣言、国境閉鎖及び外出禁止措置を含む異例の措置が講じられた。保健上の非常事態として始まった事柄が、非常に多くの失業や記録的なレベルの世界経済の収縮を伴う経済危機へと急速に進展した。全ての国は、市民の健康及び福祉の確保という非常に大きな課題に直面している。無論、途上国の負担は、圧倒的である。

(2)この世界的な保健上の危機は、今日の世界の相互依存性を強調するほか、世界を危機から抜け出させるためのみならず、より良く変えていくための一層実効的な多国間主義の必要性を強調するものである。国際協力や多国間の行動がこれまで以上に必要とされている。我々は、世界的な課

---

\* チェコ及びハンガリー：パラグラフ 10(移住及び難民に関するグローバル・コンパクト)について留保。  
リトアニア及びスウェーデン：パラグラフ 4(「全ての人の権利」という概念)、7(「互恵的協力」という概念)及び 18(平和共存の原則)について留保。  
アルメニア：パラグラフ 18(平和共存の原則)について留保。  
オーストラリア、カナダ及びニュージーランド：それぞれの政治制度における議長の公平な立場を踏まえ、宣言全体としての文言について留保。  
ドイツ：宣言全体について留保。

題に対しては、世界的な解決策が必要であることを強調する。この観点からだけでも、また、特に現下の危機を克服するために我々が取り組んでいる時には、多国間主義と国際的連帯を強化することが、これまでよりも一層重要になる。

( 3 ) 我々は、この機会を利用し、最も強い言葉で、国連憲章で定められた目的や原則への信念と支持を再び強調する。我々は、国連がこれまでになく必要とされ、強力かつ実効的な世界的行動の基礎であり続けなければならないと確信している。各国議会は、多国間主義及び法に基づく国際秩序を擁護し、国連を中心として設けられた国際システムを断固として守ることにおいて、模範を示していくべきである。我々は、国際社会に対して、国連創設 75 周年がもたらす特別な機会を賢明に活用し、国連システム全体を改革及び強化するにはどうすることが最善かを熟考することを強く要請する。

( 4 ) 我々は岐路に立っている。新型コロナウイルス感染症による危機は、人類の発展の分水嶺として立ち上がるだろう。我々は、どのような社会を生きていきたいのかについて省みるとともに、人類共有の前途あるグローバルコミュニティを構築するため是正措置を取る、つまり、平和で繁栄した強靱な社会の基盤としての健康及び教育への投資を増やすことを目指す環境を重んじる世界を築き、全ての人の権利の尊重を確保するまたとない機会を手に入れている。世界は危機からの回復という非常に困難な課題に取り組んでおり、我々は、全ての人に対して、より強靱で、包摂的で、持続可能で、思いやりのある社会を構築するために協同するよう強く要請する。

( 5 ) 持続可能な開発に関する 2030 アジェンダ及び 17 の持続可能な開発目標 ( S D G s ) は、国際協力を通じたグローバルな開発を達成するための共通の青写真を提供している。我々は、パートナーシップを深め、その青写真を実現させる仕組みを強化するよう努めなければならない。我々

は、南北協力がその意欲的な目標を達成する重要な手段であること、及び南南協力は、南北協力を代わるものではなく、これを補完するものであることを認識する。さらに我々は、南南協力及び三角協力の強化を継続する。我々は、2030 アジェンダのコミットメントを再確認する。現在の危機は、我々の社会の脆弱性を顕在化させ、また、これまでも必要とされていた貧困撲滅の緊急性を示した。2020 年は S D G s 行動の 10 年が開始する年であることから、我々は、世界各地の国々に対して、このアジェンダを現実のものにするよう大胆かつ斬新な措置を講じるよう要求する。我々は、各議会における行動を通じて、それを完全かつ効果的に実施する手助けとなる努力を倍増させることを誓約する。

( 6 ) パンデミックへの対応において、我々は、医学的専門知識及び重要な供給品が最も必要とされている場所に提供されること及び予防、発見、検査、治療並びに追跡といった重要な分野において強力な措置が取られることを確保しなければならない。情報を共有し、経験及びベスト・プラクティスを交換し、検査方法、臨床治療、ワクチン、医学研究及び開発に関する国際協力を追求するための努力は倍増される必要がある。我々は、公衆衛生の制度が脆弱であり、新型コロナウイルス感染症の危機への対応として推奨されている医学的及び財政的措置を講じるためにより大きな課題に直面している開発途上国に対する一層の支援を要求する。開発途上国の能力開発に対する支援は最優先事項としなければならない。我々は、新型コロナウイルスに対する闘いの先導役として、またより一般的には、健康安全保障及び公衆衛生上の緊急事態対応におけるグローバルな管理組織としての世界保健機関の主導的役割を認識し、支援する。同様に我々は、第 73 回世界保健機関総会において採択された新型コロナウイルス感染症対応に係る決議を歓迎する。

( 7 ) 我々がパンデミックの経済的な影響に対処していく中であって、喫緊の優先事項は世界経済が更なる不況に陥らないよう防ぐことである。我々は、国際的なマクロ経済政策の協調を強化するとともに、雇用及び収入

を保護し、経済のあらゆる分野が機能するよう確保しつつ、国際金融市場を維持しなければならない。また、中長期的には、拡大する格差を是正し、気候変動に対抗し、包摂的な経済成長及び社会的公正を達成するために、経済を全ての人にとって有益なものにする必要がある。我々は、有限なプラネタリー・バウンダリー(地球の限界)の中で機能するよう、また単なる物質的な消費以上の人々の福祉を実現できるよう、グリーン・リカバリー(緑の回復)に向かって取り組み、各国及び国際経済モデルを再考しなければならない。これらの観点から、採掘産業、漁業及び農業、製造業並びにサービス業を含む経済のあらゆる部門を検証する必要がある。我々は、経済の悪化に最も脆弱なのは女性や若年層である一方で、将来の経済的な再生の鍵を握っているのも彼らであることを認識する。我々は、彼らの経済的なエンパワーメント及び我々の経済への完全な包摂を確実にするための特定の施策を促進することにコミットする。国際的なレベルにおいては、新興経済国及び開発途上国の声を国際的な意思決定において一層重視するように努めるとともに、重債務国のための持続可能な解決策を探し出さなければならない。我々は、世界的及び地域的経済イニシアティブを通じた互惠的協力及び共通の開発を支持する。我々は、今後強化されなければならない世界貿易機構を中心とした多国間貿易体制にコミットする。この文脈において、我々は、外国企業のための公平かつ公正で差別のない環境を促進することの重要性も認識する。

(8) 我々は、意味ある形での気候変動対策は、差し迫って必要であるとともに実現可能であることを強調する。多くの国で課された新型コロナウイルス感染症の流行抑制措置には良い面もあり、化石燃料の使用が減少したことにより、世界的な炭素排出量の顕著な削減をもたらしている。気候中立(温室効果ガスの正味排出量をゼロとする)な経済に移行し、生物多様性を保護し、農業食品産業を変革することにより、一層強靱な社会を構築するために、炭素削減の道筋を我々の未来戦略の重要な一部としなければならない。気候変動対策は、雇用及び成長を迅速に生み出し、

あらゆる場所における全ての市民の生活を改善する可能性を秘めている。安全な飲料水への適切なアクセスを確保することもまた、我々の目的としなければならない。したがって、我々は、気候変動に関する国際連合枠組条約及びパリ協定の核心的重要性を再確認し、全ての指導者に対し、適切な緩和及び適用戦略を用いることを含むこれらの履行をひるむことなく進めるよう強く要請する。

( 9 ) 今日、国際協力及び人道支援を確保し、世界中のパンデミックの経済的な損害を最小化する上で、平和は極めて重要である。パンデミックを口実に平和及び国際安全保障を二の次にしてはならない。したがって、我々は全ての紛争当事者に対して、敵対行為を停止し、国際法、人道法及び平和的共存の原則を完全に順守し、国連主導の下で、対話のための貴重な窓口を開くことを強く要請する。我々は、「我々の命を懸けた真の闘い」に焦点を当てるため、3月に国連事務総長によって表明された世界的な停戦要請に留意するよう要求する。停戦要請は、安保理決議第2532号によって全会一致で支持された後、7月1日に発表され、「安保理が議題とする全事案において全面的かつ即座の敵対行為の停止」を要請するものである。我々は、食料、保健上の必需品及び新型コロナウイルス感染症の医療支援へのアクセスを保障するために各国に課せられている制裁の解除を求める国連事務総長の要請を支持する。我々は、あらゆる形態及び表現のテロと闘う取組を継続することにコミットする。平和及び社会機構が崩れ、急進化や暴力的過激主義が台頭するときは、被害者のニーズが優先されなければならない。我々は、国連安全保障理事会に対して、この二つの災いに直面する国において取られているこれらの災いを撲滅するための行動を支援するよう要請する。

( 10 ) 人道分野での取組は、非政治的で、人間中心で、女性及び女兒特有の必要性並びに年齢及び障がいに対応し、人道、中立、独立、公正という人道的原則に基づいていなければならない。これには、移住及び難民に関するグローバル・コンパクトを認識し、実施することが含まれる。我々

は、第1回グローバル難民フォーラムによって生み出された勢いを維持しつつ、強制移住への共同の対応を強化する必要がある。国内避難民の数は増加し続けているため、我々は、国内避難に対処するためのより効果的な方法を見出す必要がある。加えて、無国籍状態をなくし、特に現在のパンデミック下にある紛争状況における脆弱なグループを保護するため、我々の共同の取組が必要とされている。

(11) コロナウイルスは、ジェンダー・ブラインド（男女の性差がないもの）ではなく、ジェンダーに配慮した対応が求められる。女性及び女兒は、検疫、隔離措置及び経済危機による悪影響を不相応に受けていることが判明している。彼女たちは家庭内の身体及び言葉による虐待に対し非常に脆弱であり、緊急医療措置へのアクセスに苦勞し、育児及び高齢者介護の大幅な負担増に直面し、男性よりも雇用及び収入を失う可能性が高い。我々は、ジェンダーに基づく保護政策が女性及び女兒のために早急に実施されるよう要請する。

(12) 我々は、ジェンダー平等を求める闘いが何十年にもわたっていることを想起する。我々は、ジェンダー平等は基本的人権であるだけでなく、平和で繁栄した持続可能な世界に必要な基盤であることを強調する。ジェンダー平等の達成にはほど遠い中、我々は今、挫折に直面しているのではないかと懸念している。我々は、全ての国に対し警戒するよう要請し、国際社会に対し、北京会議から25周年であることを機に、あらゆる形態においてジェンダー平等のために立ち向かい、それを保護するよう求める。我々は、各国議長及びI P U議長として、指導的地位を含め、各国議会及び機関における完全に効果的かつ公平な女性の参画の達成に向けて取り組み、議会がその構造、運営及び活動方法においてジェンダー平等を完全に体現し、政治への女性の参画に対する全ての障壁が取り除かれることを確実にすべく、最善を尽くしていく。

(13) これまでになく、我々は、若者が我々の議会及び全ての国家機関におい

て担うべき極めて重要な役割を認識している。我々は、緊急に彼らの前向きな活力及び革新性を活用し、その過程において我々の機関を活性化させる必要がある。我々は、議会及び議会的プロセス並びにその他全ての国家機関における慢性的な若者の代表不足を抑制するための行動を加速することにコミットする。我々は、政治を真に若い男女に開かれたものとし、彼らがより多く議員として選出されるよう最大限の努力を尽くすという誓いを新たにす。

(14) 我々は、パンデミックとの闘いの間においても、人権及び基本的自由を保護することにコミットしている。コロナウイルスの蔓延を抑止するために制限を実施する必要がある一方で、それらの措置が合法で均整がとれており、一時的かつ司法及び議会による監視の対象であることは必須である。我々は、これらが全ての人の人権の享受を阻害及び制限する口実として使用されてはならないことを強調する。我々のパンデミックへの対応は、人権及び基本的自由の尊重を保障するため、各国それぞれの憲法に根拠を置くものでなくてはならない。我々は、民主主義は法の優越及び人権の行使に基づくことを想起する。民主主義国家においては、誰一人として法の上になく、全ての人が法の下に平等である。

(15) 我々は、あらゆる場所において民主主義が深刻な課題に直面していることを認識し、適切に機能する議会によって支えられた民主主義固有の価値を擁護するため最善を尽くすことを誓う。この文脈において、我々は、世界民主主義宣言の原則を再確認する。我々の議会は、それぞれが国の歴史、文化的遺産、価値観及び慣習を反映している、国権をつかさどる独立の国家機関である。それぞれの議会に違いはあるものの、いずれも国民の意思が政府及び民主的統治の基盤を形作ることを保証するという野心を共有している。全ての議会は、政府が国民の代理として責任を果たすようにする権限を有している。それゆえ、我々はまた、効果的で透明性が高く、説明責任のある制度並びに対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定に関するSDG目標を達成するための取組を継続す

ることにコミットする。

(16) 我々は、人々が意思決定に参画し、かつその際に発言権を有し、そして福祉を保障し、民主主義を強化するよう、全ての議会が各自の憲法上の役割を果たせることが極めて重要であることを確認する。さらに、我々は、統治機構に対する国民の信頼は、不断の取組及び関与を経て得られることが必要であり、我々の議会が規範を示していかななくてはならないことを認識する。我々は全ての議会に対し、パンデミックの間の自らの機能及び対応を批判的に検証し、国民により良い奉仕をするために教訓を生かすよう要求する。これは、ITを一層活用すること及び市民を関与させ、市民による民主的統制への積極的な参加を一層促進する新しく効果的な方法を見いだすことを含む。この点において、我々はまた、革新的な手法の実施に関する議会間のベスト・プラクティスの共有を奨励する。我々は、どのように発言権を行使できるかについて市民を啓発すること及び公的な意思決定への市民の完全な参加を保障することにコミットする。それゆえ、我々は、議会を国民、特に政治的活動への更なる参加を要求している若者により身近なものとすることを目的とした啓発活動を強化すべきである。

(17) 我々の世界は、急速な技術的变化を特徴とする。新技術は多くの機会を創出するとともに、既存のデジタル格差を拡大する可能性がある。これは市民のプライバシーに影響を与え、既存の不平等を深刻にし得る適切な保護手段のない人工知能の発達を含む技術的進歩が規制されていないという、主要な倫理上かつ権利上の問題ももたらす。技術的变化は人類に奉仕するものであり、人間の尊厳を傷つける兵器として使用されないことを確実にすることが重要である。我々は、全ての人の利益のために技術的イノベーション及び技術開発を活用する必要があることを確信している。我々の議会は、人類の利益のために科学コミュニティとの架け橋を築き、開発に遅れを取らないことを優先しなくてはならない。

(18) 我々は、国際法の尊重は連帯及び協調に基づく世界秩序の根幹であることを強調する。国際法違反を許容してはならない。国家間の関係は、平和共存の原則、すなわち国家の領土及び主権の尊重、相互不可侵、相互内政不干渉及び平等互惠によって導かれなくてはならない。各国は、軍縮及び不拡散、テロ、暴力的過激主義及び人身売買との闘い、移民、難民及び国内避難民の保護、気候、貿易、並びに人権を含むあらゆる分野における国際条約の下、自国の義務を遵守しなくてはならない。我々は議会人として、紛争の拡大を阻止し、対話及び協調の架け橋を築く支援をし、国家が国際法を完全に遵守して機能し、行動することを確保するために協調行動を取らなくてはならない。

(19) 過去の世界議長会議は、多国間システムはもはや議会の参加を排除できないと主張し、また議会の参加を通じて、国際的な意思決定及び協力により民主的側面をもたらすという野心を表明してきた。我々の議会の声が届けられる多国間枠組みにおいてなされる決定は、より民主的で、包摂的で、持続可能なものである。さらに、各国議会は、立法、予算配分及び監視を通じて、国際的コミットメントを各国で実現させる上で不可欠な役割を担っている。これが効果的であるためには、多国間主義が拘束力のある協定によって支えられ、また強力な国内及び国際的な説明責任メカニズムを備えていなければならない。説明責任は全ての議会が行うことのまさに中心となるもので、また、我々の憲法上の責務の一部である。したがって、我々は、我々の議会が国連との対話の自然な延長として説明責任の提供に寄与し得ることを確信している。国際舞台及び国連のシステムにおける我々の関与は、世界的組織としての国連の正当性を促進し強化するが、それと言うのも、国連憲章でも述べられているように「我ら人民」とは、実に国連加盟各国の国民であるからである。最後に重要なこととして、議員外交は国家間の信頼、理解及び協力を育むための取組に貢献し得るものである。

(20) 我々は、I P Uが各国議会の世界的機関として、各国議会と国連の有意

義な関係の構築及び強化に資する最適な国際組織であることを確信している。I P Uは我々各国議会の世界的機関であり、我々は全ての議会に対し、I P Uを強化し、国連との戦略的パートナーシップをさらに高めることを支援するよう要請する。我々は、I P Uは、より強力な議会のリーダーシップ、指導及び統制を備えなければならない議会の政治的組織であることを強調する。

(21) 我々は、人類及び地球の利益のために活動する、つまり、人々の希望及び願望を実現させ、進展及び解決策を導くために人々の代表としての務めを果たすことを固く決意している。我々はまた、強力な議会的側面を備えた多国間主義を支持し、活性化することにコミットする。全ての国々が協力し、連帯することによってのみ対処できる壮大なスケールのパンデミックと世界が闘う中で、議会はその立法及び監視機能を通じて、極めて重要な役割を担っている。

(22) 我々は、この宣言を自国議会に伝え、また我々のコミットメントを実行に移すために取られた行動について報告することを約束する。我々は、人間及び地球に平和及び持続可能な開発をもたらす、より実効的な多国間主義のための議会のリーダーシップを実証するという我々の役割を果たす。我々はI P U議長に対し、国連創設75周年サミットの文脈において、この宣言を国連に提出するよう要請する。